

## 給 与 規 程

### 第1章 職員の給与

- 第1条 本会事務局職員の給与は、この規程の定めるところにより支給する。
- 第2条 給料は正規の勤務時間に対する報酬であって期末手当等の諸手当を除いたものとする。
- 第3条 給料は沖縄市職員の給与等に関する条例を準用して支給する。
- 2 職員の給料表は「沖縄市職員の給与に関する条例」の給料表を準用する。
- 第4条 会長は職員の職務の等級を前条に規定する給料表に格付けし、毎月給料を支払わなければならない。
- 第5条 職員の昇給については「沖縄市職員の昇給基準」に準ずる。
- 第6条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は月の初日から末日までとし、当月分を翌月1日に支給する。
- 2 給与支給日が休日にあたる時、又は会長が特別の事情があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず支給日を繰り上げて支給することができる。
- 第7条 新たに職員になった者には、その日から給料を支給する。
- 2 職員が退職又は死亡したときは、その日までの給料を支給する。
- 3 前2項の規定による日割計算は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として行う。
- 第8条 退職を命ぜられた職員には3ヶ月以内は給料全額を支給し、3ヶ月後は給料の半額を支給する。
- ただし、刑事事件に関して退職を命ぜられた者には支給しない。
- 第9条 職員には正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。
- 第10条 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員には正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して超過勤務時間手当を支給する。
- 2 休日において勤務を命ぜられた職員には休日給を支給する。ただし代休をとったときは支給しない。
- 3 前1項、2項の支給額及び支給方法は第11条の規定による。
- 第11条 時間外勤務及び休日勤務の1時間当たりの給与額は「沖縄市職員の給与に関する条例」を準用する。

## 第2章 手当

第12条 職員には期末手当、扶養手当、通勤手当並びに住居手当を支給する。

2 前項の手当の支給額及び支給方法は「沖縄市職員の給与に関する条例」を準用する。

## 第3章 退職金

第13条 本会事務局職員が退職又は死亡したときは退職金を支給する。ただし、次に掲げるものには支給しない。

(1) 懲戒処分により解職されたもの

(2) 勤務年数1年に満たないもの

第14条 本会職員の退職金は、「沖縄市職員の退職手当に関する条例」に準ずる。

第15条 本人の死亡した場合は退職金はこれを遺族に支給する。

## 第4章 役員及び講師手当

第16条 本会の会長、副会長及び常務理事には次のとおり手当を支給する。

会 長 600,000円(年額)

副 会 長 120,000円(年額)

常務理事 180,000円(年額)

第17条 本会が開催する講習会、研修会等の講師には手当を支給する。

2 前項の手当の支給額は、その都度会長が諸般の事情を考慮して決める。

## 第5章 費用弁償

第18条 理事会、評議員会、専門委員会に出席した者には次のとおり費用弁償を行う。

(1) 理事、監事、評議員は日当2,000円とする。

2 監査を行った場合の監事の費用弁償額は5,000円とする。

## 付 則

1 この規程は昭和57年4月1日から施行する。

2 この規程は昭和62年4月1日から施行する。

3 この規程は平成12年4月1日から施行する。

# 行政職給料表

平成12年4月1日適用

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	225,000	243,100	264,300	284,300	306,300	341,300	380,200
2	137,500	174,400	233,300	252,300	273,500	293,800	316,600	353,700	392,800
3	141,900	181,400	242,000	261,700	282,800	303,600	327,100	366,100	405,400
4	146,500	188,900	251,100	270,500	292,100	313,700	337,800	378,200	418,000
5	151,800	195,000	260,400	279,300	301,500	323,700	348,500	390,100	430,700
6	157,700	203,800	269,100	288,200	311,100	333,900	359,200	402,000	443,100
7	163,800	211,300	277,800	297,000	320,700	344,100	369,300	413,800	455,300
8	170,200	219,500	286,300	305,700	330,300	354,100	379,100	425,800	466,900
9	174,800	227,600	294,700	314,400	339,900	363,800	388,800	437,600	478,300
10	178,600	235,600	302,900	322,900	349,400	373,300	398,400	448,700	489,400
11	181,800	243,200	310,800	331,200	359,000	382,600	408,000	458,800	499,200
12	184,700	249,900	318,300	338,900	368,400	391,600	417,600	468,500	508,200
13	187,500	256,400	325,500	346,500	377,600	400,300	426,600	476,400	515,800
14	189,800	262,800	332,500	353,800	386,600	407,400	434,700	483,100	522,900
15	191,900	268,500	338,800	359,600	394,300	413,100	440,700	489,800	527,500
16	193,500	274,100	344,500	364,500	400,000	418,000	446,600	494,400	
17		279,300	348,200	368,500	405,200	422,300	450,500	498,900	
18		284,500	351,600	371,900	408,700	426,000	454,400	503,200	
19		289,100	354,900	374,900	412,300	429,700	458,300		
20			357,200	377,800	415,800	433,300	462,000		
21			359,500	380,400	419,300	437,000	465,800		
22			361,800	383,000	422,800	440,700			
23			364,100	385,600	426,300				
24			366,400	388,200	429,900				
25			368,800	390,900					
26			371,100	393,700					
27			373,400						
28			375,800						

29									
30									
31									
32									

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

行政職俸給表 (二)

平成 11 年 11 月 4 日適用

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	168,600	187,800	206,200	233,400	262,600
2	123,300	175,500	193,800	212,500	240,500	270,100
3	127,000	181,600	199,900	219,200	247,600	277,700
4	130,900	187,700	206,100	226,300	254,900	285,900
5	134,800	193,100	212,400	233,300	261,900	294,200
6	139,000	198,300	218,900	240,200	268,900	302,800
7	143,800	203,700	225,800	246,600	275,700	311,400
8	148,700	209,300	232,200	252,600	282,100	319,800
9	154,800	214,800	238,600	258,500	288,000	327,900
10	161,000	220,100	244,500	264,400	293,600	335,700
11	168,300	225,800	250,200	269,900	299,200	343,400
12	175,100	231,000	255,900	275,200	304,700	350,700
13	181,100	235,900	261,200	280,300	310,100	357,900
14	186,700	240,900	266,400	285,400	315,200	364,300
15	191,500	245,700	271,400	290,200	320,000	370,500
16	196,200	249,900	276,000	295,100	324,700	376,600
17	200,900	254,100	280,800	299,200	329,100	382,400
18	205,000	258,000	285,500	302,900	333,500	387,800
19	208,800	261,200	290,000	306,100	337,600	392,900
20	211,900	263,700	293,700	309,100	341,400	397,500
21	215,000	265,800	296,300	312,000	344,900	402,100
22	218,100	267,800	298,700	314,700	348,100	406,400
23	221,000	269,500	301,100	317,400	350,600	409,800
24	223,800	271,100	303,200	320,000	353,100	413,200
25	226,100	272,700	305,200	322,400	355,500	416,600
26	228,300	274,400	307,100	324,600	357,900	420,000
27	230,500	276,100	309,000	326,700	360,300	423,400
28	232,700	277,800	310,900	328,800		426,800
29	234,700	279,400	312,800	331,000		430,200

30	236,700	281,100	314,800	333,200		433,600
31	238,600	282,700	316,800	335,400		437,000
32	240,400	284,400				440,400
33		286,100				

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で  
 人事院規則で定めるものに適用する。